

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2025年5月号

No.25-06

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

【Information】

SSBJ：2025年5月SSBJハンドブックの公表

SSBJは、2025年5月30日に、SSBJ基準を利用する関係者のニーズが高い論点に関して、SSBJ事務局が作成する解説資料をSSBJハンドブックとして随時公表することとしています。SSBJハンドブックは、SSBJの審議を経ずに公表され、SSBJ基準を構成するものではありません。このため、仮にその内容に従わない場合であってもSSBJ基準に準拠している旨を表明することができるという位置付けとされています。

SSBJ事務局は、2025年5月30日に、以下6つのSSBJハンドブックを公表しました。

- 商業上の機密事項に該当し開示しないことができる場合
- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」におけるガイダンスの情報源と「識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別」におけるガイダンスの情報源の比較
- 参照し、その適用可能性を考慮しなければならない場合の具体的な対応
- 比較情報を更新するかどうかの判断
- サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る「時間軸」に関する開示
- 産業別の指標

2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

4. 欧州委員会（EC）

今月、特にお知らせする事項はありません。

5. 国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

【Information】

ISSB：GHG排出に係る開示要求事項に関する教育文書の公表

ISSBは、2025年5月29日に、IFRS S2号「気候関連開示」の温室効果ガス排出（以下、「GHG排出」という）に関する開示要求事項についての教育文書（以下、「本教育文書」という）を公表しました。

本教育文書は、GHG排出に係るIFRS S2号の開示要求について、Q&A形式により解説するものであり、以下に関する質問及び回答が含まれています。

- GHG排出に関する要求事項の背景と根拠
- IFRS S2号の要求事項に含まれるGHGプロトコルの使用
- GHG排出に関する要求事項に係る特定の局面

本教育文書は、IFRS S2号の要求事項を追加又は修正するものではありません。

6. 米国財務会計基準審議会（FASB）

【最終基準（会計基準更新書（Accounting standards update; ASU））】

ASU第2025-03号「企業結合（トピック805）及び連結（トピック810）：変動持分事業体の取得における会計上の取得企業の決定」

FASBは、2025年5月に、法的な被取得企業が変動持分事業体（VIE）である場合の一部の企業結合における会計上の取得企業の決定に関する規定を変更し、VIE以外の企業の取得の際の規定と一致させるASUを公表しました。現行の規定では、VIEの取得を伴う企業結合においては、VIEの主たる受益者が常に会計上の取得企業であるとされています。このため、VIEの取得を伴う企業結合（SPACを利用した取引を含む）を逆取得として会計処理することはできず、VIEを取得する場合とVIE以外の企業を取得する場合では、会計処理に不整合が生じていました。

本ASUでは、主に株式交換などの持分（equity interest）の交換により、事業の定義を満たすVIEを取得する場合、サブトピック805-10の一般的なガイダンスを考慮して、会計上の取得企業を決定することが要求されます。他方、主に持分の交換以外の方法でVIEを取得する場合に主たる受益者を常に会計上の取得企業とする定めについては、変更されていません。これにより、VIEを取得する企業結合（SPACが取得企業である取引を含む）が

主として持分の交換により行われる場合、今後は検討結果次第では「逆取得」として会計処理されることになります。

本ASUは、すべての企業について、2026年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中報告期間から、適用開始日以降の取得に対して将来に向けて適用されます（早期適用可）。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

ASU第2025-04号「株式報酬（トピック718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック606）：顧客に支払われる株式に基づく対価に関する明確化」

FASBは、2025年5月に、企業の財・サービスを購入するインセンティブを顧客に対して株式に基づく対価で支払う場合に関する定めを改善し、実務上の多様性を軽減することを意図したASUを公表しました。顧客に対して支払われる株式に基づく対価は、原則として、その付与日の公正価値が顧客との契約から生じる収益の減額として会計処理されます。本ASUでは、主に下記の3点についてガイダンスが改訂され、収益の減額に関連する定めが変更されています

- 株式に基づく対価の権利確定条件のうち、業績条件（performance condition）の定義を拡大し、将来期間における一定量もしくは一定金額の購入が業績条件に該当することを明確化
- 顧客に付与された株式に基づく対価の失効に関する会計方針の選択を廃止し、企業に予想される失効を常に見積もることを要求
- トピック606の変動対価に関する制限（認識した収益の重要な戻入れが発生しない可能性が高い範囲内に変動対価の見積りを限定）が、トピック718に基づき測定及び分類される顧客に支払われる株式に基づく対価に対しては適用されないことを明確化

本ASUは、すべての企業について2026年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中報告期間から適用されます。適用に際しては、完全遡及又は修正遡及アプローチの選択が認められています。完全遡及アプローチでは、結果が判明している場合には、適用開始日時点における業績条件や勤務条件の達成状況を考慮することが要求されています。結果が判明していない場合には、適用開始日時点において、事後的判断を使用して各条件の達成状況を見積もります。

財務諸表が公表されていない年度及び期中財務諸表について早期適用が認められていますが、本ASUを期中報告期間から早期適用する場合、期中報告期間が含まれる事業年度の期首から適用することが求められます。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

■ 関連資料紹介

- 2025年3月期決算の留意事項（会計）
- 会社法決算の実務（第19版）
- しゅみ図解 IFRS会計基準のポイント
- 必見！IFRS 18実践ポイント 第3回 純損益計算書における新たな3つの区分
- SSBJの審議動向

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・開示コンテンツアーカイブのご紹介

会計・開示コンテンツをトピック別、業種別で絞込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool

■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開設しました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

■ **あずさ監査法人トップページ**([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))